



山形県公報

令和2年6月23日(火)
第115号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……693
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……694
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……695

正 誤

告 示

山形県告示第494号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和2年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
アースサポート株式会社	アースサポート南陽 南陽市赤湯2962番地7	訪問入浴介護	令和2.6.16

山形県告示第495号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
アースサポート株式会社	アースサポート南陽 南陽市赤湯2962番地7	介護予防訪問入浴介護	令和2.6.16

山形県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地
山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日
令和2年6月16日

山形県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
- 3 認可年月日
令和2年6月11日

山形県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東根市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東根市全域
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年5月15日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類
数値撮影（デジタル）、写真地図作成

山形県告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝日町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西村山郡朝日町東部
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年5月29日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類
数値撮影（デジタル）、写真地図作成

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和2年10月23日まで縦覧に供する。

令和2年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ金池店
米沢市金池六丁目4番5号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年2月13日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,365平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 52台
 - (2) 駐輪場の収容台数 39台
 - (3) 荷さばき施設の面積 60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.45立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前9時
 - ロ 閉店時刻 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日
令和2年6月12日
- 8 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年10月23日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 3. 27	号外第5号	123	下から26	第4項	第4号
同	同	161	11	ただし保存期間	ただし、保存期間
同	同	162	14	早い日以下	早い日（以下
同	同	164	18	第11章	第12章